

保育料納付方法（口座振替）のご案内

久留米市では行財政改革に伴う事務処理の合理化と保護者の利便性を向上させるため、保育料の納付方法について口座振替による納付の一本化を進めています。口座振替をお申込みでない方は、手続きをお願いします。

入所児童それぞれで口座振替のお申込みが必要です。

● 口座振替が利用できる金融機関について

福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 三菱UFJ銀行 十八親和銀行
三井住友銀行 りそな銀行 北九州銀行 肥後銀行 佐賀共栄銀行
西日本シティ銀行 みずほ銀行 福岡中央銀行 熊本銀行 筑後信用金庫
九州労働金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 久留米市農協 みい農協
福岡大城農協 三潴町農協 にじ農協

以上の金融機関、全国の本・支店（支所）
沖縄を除く九州内のゆうちょ銀行（郵便局）

● お申込み用紙について

ゆうちょ銀行は、同封しているものとは別のお申込み用紙になります。
ゆうちょ銀行の窓口でお尋ねください。

● 用紙を使った窓口でのお申込みについて

口座振替を希望する**金融機関の窓口**でお申込みください。

● インターネットでのお申込みについて

下記金融機関の口座振替は、**スマホでお申込み**できます。

福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 熊本銀行
十八親和銀行 佐賀銀行 肥後銀行 北九州銀行

お申し込みは
こちらから ⇒



● 口座振替の開始について

金融機関から子ども保育課へお申込みの控えが届いてから口座振替の登録を行いますので、振替が開始されるまでに若干時間がかかります（毎月月末までに子ども保育課に届いた分が、翌月からの振替になります）。

口座振替の登録が完了した場合、振替開始月をお知らせする通知を送付します。内容をご確認ください。

●口座振替の変更・振替の停止について

振替口座の変更は、登録の際と同様、口座振替を希望する金融機関の窓口でお申込みください。変更が完了した場合、変更後の口座からの振替開始月をお知らせする通知を送付します。該当月までは変更前の口座からの振替になりますのでご注意ください。

口座振替の停止については、子ども保育課へご連絡ください。

●口座振替日について

毎月末日（12月は25日）が振替日です。ただし、金融機関が休業日に当る場合は、翌営業日が振替日となります。また、納付方法の一本化に伴い再振替を実施しております。なお、各月の振替日は下記のとおりです。

※12月のみ、月末日（もしくは翌営業日）ではなく25日となりますのでご注意ください。

令和7年度口座振替日程表

保育料	本振替日	再振替日
4月分	4月30日(水)	5月16日(金)
5月分	6月2日(月)	6月16日(月)
6月分	6月30日(月)	7月15日(火)
7月分	7月31日(木)	8月15日(金)
8月分	9月1日(月)	9月16日(火)
9月分	9月30日(火)	10月15日(水)
10月分	10月31日(金)	11月17日(月)
11月分	12月1日(月)	12月15日(月)
12月分	12月25日(木)	1月16日(金)
1月分	2月2日(月)	2月17日(火)
2月分	3月2日(月)	3月16日(月)
3月分	3月31日(火)	4月15日(水)

【問合せ先】

久留米市役所 子ども未来部
子ども保育課 保育実施チーム
電話 0942-30-9025
FAX 0942-30-9718